

8 結婚年月日

II 出産及び妊娠に関する調査事項

1 出産の順位

2 男女の別

3 出産年月日

4 生産、死産、流産、人工流産の別

5 死亡年月日

6 現在妊娠中なりや否や、妊娠中のものについて妊娠月数

III 避妊に関する調査事項

1 夫妻の生殖能力の有無

2 不妊手術又は性器のレントゲン照射を受けたことの有無

3 避妊の實行の有無

4 避妊を實行せる理由(例示)

5 實行せる避妊方法

6 避妊の實行の程度

7 避妊を實行せる時期及びその期間

8 避妊方法の知識の有無

9 避妊の成否

10 避妊の希望の有無

11 避妊方法の知識の要求の有無

12 夫妻の養育すべき子供の数についての意見

13 現在妊娠中のものについては人工妊娠中絶希望の有無及びその理由(例示)

(一) 臨地調査

I 身體調査

1 住所

2 氏名

3 男女の別

4 生年月日

5 一般身體検査

6 人類學的計測及び觀察

II 智能調査

厚生省官制並に分課規程の改正

行政整理と官吏制度改正に伴う昨昭和二十一年二月及び四月の厚生省官制並に分課規程の改正は前號所報の如くであるが、更に昭和二十一年十二月以降の數次に互る改正を一括掲ぐれば以下の如くである。

厚生省官制中改正

(昭和二十一年十二月二十六日勅令第六百十五號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條 厚生事務官の部中「專任二百四十九人」を「專任二百四十六人」に、「專任八百五十四人」を「專任八百四十四人」に改める。

第二條 厚生部内臨時職員設置制の一部を次のように改める。

第一條中「衛生局」を「公衆保健局、醫務局及豫防局」に改める。

第二條第一項中「衛生局」を「醫務局」に改める。

第三條 社會事業其ノ他國民生活ノ保護ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ社會局ニ屬セシム

厚生事務官

專任二人 二級

專任八人 三級

第四條第一項 厚生事務官の部中「專任十六人」を「專任二十七人」に、「專任二十七人」を「專任四十二人」に、「厚生技官の部中」を「專任二人」を「專任五人」に改める。

第六條 社會保險ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ保險局ニ屬セシム

厚生事務官

專任一人 二級

厚生技官 專任一人 二級

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省分課規定中改正

(昭和二十一年十二月二十七日)

第十條 醫務局ニ左ノ五課及出張所ヲ置ク

醫務課

藥務課

製藥課

病院課

療養課

醫務局出張所

第十四條 病院課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國立病院ニ關スル事項

二 厚生省醫務局出張所ノ業務指導ニ關スル事項

第十五條 療養課ニ於テハ國立療養所ニ關スル事項ヲ掌ル

ヲ掌ル

第十六條 厚生省醫務局出張所ニ於テハ國立病院及

國立療養所ノ業務ノ指導ニ關スル事項ヲ掌リ之ヲ

札幌市、仙臺市、東京郡、名古屋市、大阪市、廣島市、高松市及福岡市ニ置ク

第三十二條を第三十四條とし以下順次繰下げる。

第二十七條 勞政局ニ左ノ六課ヲ置ク

勞政課

勞働組合課

調査課

勞働保護課

給與課

勞働統計課

第二十八條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働政策ニ關スル事項

二 勞働關係調整法施行ニ關スル事項

三 勞働委員會ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

第二十九條 勞働組合課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働組合ニ關スル事項

二 勞働協約ニ關スル事項

三 勞働者團體及使用者團體ニ關スル事項

四 勞働爭議ニ關スル情報資料ノ蒐集及調査ニ關スル事項

スル事項

第三十條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働行政關係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

二 勞働問題ノ啓蒙宣傳ニ關スル事項

三 一般勞働法例及勞働ニ關スル事情ノ調査ニ關スル事項

スル事項

四 國際勞働事情ノ調査ニ關スル事項

第三十一條 勞働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働保護ニ關スル事項

二 産業安全及危害豫防ニ關スル事項

三 勞働者災害扶助ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働衛生ニ關スル事項

六 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

七 工場事業場等ノ監督ニ關スル事項

八 産業安全研究所ニ關スル事項

第三十二條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 勞働者用物資ニ關スル事項

第三十三條 勞働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金給料其ノ他給與ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

二 生計費ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

三 他ノ主管ニ屬セザル勞働統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

スル事項

厚生省官制中改正

厚生省官制の一部を次のように改正する。

(昭和二十三年三月十八日 勅令第八十七號)

第三條 厚生省ニ左ノ八局ヲ置ク。

公衆保健局

醫務局

豫防局

社會局

兒童局

勞政局

勤勞局

保險局

第六條ノ二 兒童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 兒童ノ福祉ニ關スル事項

二 兒童ノ保育、教護其ノ他兒童保護ニ關スル事項

三 兒童及妊産婦ノ保健衛生ニ關スル事項

四 其ノ他兒童ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任六人

專任二百四十九人

專任八百四十五人

厚生技官

專任三人

專任千八百十人

專任五百十一人

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省官制中改正

(昭和二十二年四月十四日 勅令第二百二十三號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第三條及び第七條の二中「勤勞局」を「職業安定局」に改める。

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任六人

專任二百八十二人

專任九百五十三人

一級

二級

三級

厚生技官

專任三人 一級

專任千八百三十人 二級内二十八人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任五百二十九人 三級

第二條 厚生部内臨時職員設置制の一部を次のように改正する。

第四條中「勤勞局」を「職業安定局」に改める。

第三條 引揚援護院官制の一部を次のように改正する。

第二條 厚生事務官の部中 「專任百五十六人 三級内二人ヲ一級ト爲スコトヲ得」を「專任七十九人 二級」に、

「專任百四十八人 三級」に、

同條厚生技官の部中 「專任百六十四人 二級内三人ト爲スコトヲ得」を「專任二百七十人 三級」に、

「專任六十人 二級内一人ヲ一級ト爲スコトヲ得」を「專任八十四人 三級」に、

に改める。

第四條 人口問題研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條 厚生技官の部中「專任四人」を「專任六人」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省官制中改正

(昭和二十二年五月一日勅令第九十八號)

厚生省官制の一部を次のように改正する。

第三條 厚生省ニ左ノ九局ヲ置ク
公衆保健局

醫務局

豫防局

社會局

兒童局

勞政局

勞働基準局

職業安定局

保險局

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働組合ニ關スル事項

二 勞働委員會ニ關スル事項

三 勞働爭議調停其ノ他勞働關係ノ調整ニ關スル事項

四 勞働協約ニ關スル事項

五 内外勞働事情ニ關スル調査研究ニ關スル事項

六 其ノ他勞働ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條ノ二を第七條ノ三とする。

第七條ノ二 勞働基準局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、勞働時間及休息ニ關スル事項

二 産業安全及勞働者災害補償ニ關スル事項

三 勞働衛生ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

六 工場、鑛山其ノ他ノ場所ニ於ケル勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル監督ニ關スル事項

七 其ノ他勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル事項

八 賃金其ノ他勞働條件及勞働者生計費ニ關スル統計ニ關スル事項

計ニ關スル事項

勞働基準局ハ前項各號ニ掲グル事務ノ外勞働基準法

ノ施行及勞働基準官署ノ設置ニ關スル準備事務ヲ掌ル

第九條 省務ニ參與セシムル爲メ厚生省ニ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ一級官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任七人 一級

專任三百二十八人 二級

專任千三百九十七人 三級

厚生技官

專任四人 一級

專任二千八十人 二級内二十八人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任六百十八人 三級

厚生教官

專任一人 二級

第十條ノ二 厚生大臣ハ前條職員ノ一部ヲ都道府縣ニ

駐在セシムルコトヲ得

前項ノ職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ傳染病豫防

ニ從事スルモノトス

第十九條 削除

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

防疫職員官制は、これを廢止する。

地方待遇職員令の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一號を削除する。

勞働基準局は、第七條ノ二に規定する事項を掌る外、勞働省設置に際し同省に設置せらるべき婦人兒童局及び勞働統計調査局の所掌事項、職員、豫算その他これが設置につき、必要な準備事務を掌る。

厚生省分課規程中改正

(昭和二十二年五月二日)

第三十條 勞政局ニ左ノ三課ヲ置ク

勞政課

勞働組合課

調査課

第三十一條中第一號を次のように改める。

一 勞働關係調整ニ關スル一般政策ニ關スル事項

第三十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働教育ニ關スル事項

二 内外勞働事情及一般勞働關係法制ニ關スル調査研究ニ關スル事項

三 勞政局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第三十四條 勞働基準局ニ左ノ七課ヲ置ク

監督課

安全課

衛生課

給與課

鑛山課

婦人兒童課

勞働統計課

第三十五條 監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工場其ノ他ノ施設ノ監督ニ關スル事項

二 一般勞働者ノ勞働條件ニ關スル事項

三 勞働者災害補償ニ關スル事項但シ社會保險ニ關スル事項ニシテ保險局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

四 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

五 勞働基準局所管ノ行政ニ從事スル職員ノ教養訓練ニ關スル事項

六 都道府縣勞働基準局ノ庶務ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勞働條件及勞働者ノ保護ニ關スル事項

第三十六條 安全課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 産業安全及災害豫防ニ關スル事項

二 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

三 公害ノ防止ニ關スル事項

四 産業安全研究所ノ庶務ニ關スル事項

第三十七條を第四十二條とし、以下順次繰下げる。

第三十七條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働環境衛生ニ關スル事項

二 職業病其ノ他職業疾患ニ關スル事項

三 勞働者ノ保健ニ關スル事項

四 其ノ他勞働衛生ニ關スル事項

第三十八條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 工場勞働者用物資ニ關スル事項

第三十九條 鑛山課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鑛山ノ監督及鑛山勞働者ニ特殊勞働條件ニ關スル事項

二 鑛山ニ於ケル産業安全、災害豫防、勞働能率ノ

増進及公害ノ防止ニ關スル事項

三 鑛山勞働者用物資ニ關スル事項

第四十條 婦人兒童課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ勞働條件ニ關スル事項

二 婦人及年少勞働者ニ特殊ノ保護ニ關スル事項

三 兒童ノ使用禁止ニ關スル事項

四 婦人勞働者ニ特殊ノ勞働問題ニ關スル事項

五 家内勞働問題ニ關スル事項

第四十一條 勞働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル統計ノ蒐集整理

分析ニ關スル事項

二 其ノ他勞働條件ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

三 生計費ニ關スル統計ノ蒐集整理分析ニ關スル事項

勞働統計課ハ前項ニ規定スル事項ヲ掌ルノ外勞働省設置ニ際シ同省ニ設置セラルベキ勞働統計調査局ノ所掌事項、職員及豫算其ノ他之ガ設置ニ付必要ナル準備事務ヲ掌ル

人口動態調査臨時特例規程の改正

今般人口動態調査臨時特例規程を次の如く改正し、昭和二十一年七月より實施された。

人口動態調査臨時特例規程

(昭和二十一年七月三十一日)

閣令第六十九號

第一條 當分の間、人口動態調査に關しては、この閣令の定めるところによる。